

**47****政治・経済・社会  
外国人技能実習制度****正解**

1

**□□ ア ×**

2017（平成 29）年 11 月に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が施行されるまでは、出入国管理及び難民認定法により受け入れを行っていた。

**□□ イ ○**

本肢のとおりである。技能実習の適正な実施や技能実習生の保護の観点から、監理団体については許可制とし、技能実習計画は個々に認定制となった。

**□□ ウ ○**

本肢のとおりである。優良な監理団体等への実習期間の延長（「3 年間」から「5 年間」）が導入された。また、優良な監理団体等における受け入れ人数枠の拡大も導入され、常勤従業員数に応じた人数枠を倍増（「最大 5 %まで」だったものが「最大 10 %まで」等）された。

**□□ エ ×**

外国人技能実習制度の円滑な運営および適正な拡大に寄与する業務を担う組織は、「公益財団法人 国際研修協力機構（JITCO）」である。「国際協力機構（JICA）が新たに担うことが定められた」とする事実はない。

**□□ オ ○**

本肢のとおりである。外国人技能実習制度の適正な実施および外国人技能実習生の保護に関する業務を行うため、2017（平成 29）年に外国人技能実習機構（OTIT）が新設された。

よって、妥当でないものの組合せはア・エとなり、正解は 1 である。

**48****政治・経済・社会  
専門資格に関する事務をつかさどる省庁****正解****2**  **ア ×**

不動産鑑定士に関する事務は、国土交通省がつかさどる（国土交通省組織令75条4号、不動産の鑑定評価に関する法律3条以下）。

  **イ ○**

公認会計士に関する事務は、金融庁がつかさどる（公認会計士法35条以下）。

  **ウ ○**

司法書士に関する事務は、法務省がつかさどる（法務省組織令4条3号）。

  **エ ×**

獣医師に関する事務は、農林水産省がつかさどる（農林水産省組織令4条15号）。

  **オ ○**

弁理士に関する事務は、経済産業省がつかさどる（経済産業省組織令136条21号）。

よって、妥当でないものの組合せはア・エとなり、正解は2である。

**49****政治・経済・社会  
戦後日本の消費生活共同組合（生協）****正解**

4

 1 ×

生協は、「一定の地域又は職域による人と人との結合であること」という要件を備えなければならないとされている（消費生活協同組合法2条1項1号）。

 2 ×

生協は、「組合員が任意に加入し、又は脱退することができる」という要件を備えなければならないとされている（消費生活協同組合法2条1項3号）。

 3 ×

生協は、「組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等であること」という要件を備えなければならないとされている（消費生活協同組合法2条1項4号）。

 4 ○

組合の住所は、その主たる事務所の所在地に在るものとされている（消費生活協同組合法6条）。

 5 ×

生協は、特定の政党のために利用してはならないとされている（消費生活協同組合法2条2項）。

50

**政治・経済・社会**  
**近年の日本の貿易および対外直接投資**

正解

1

 1 ○

本肢のとおりである。2010年代（2010～2017年）の日本の貿易において、輸出と輸入を合わせた貿易総額が最大である相手国は中国である（2017年は、全体の約21.7%にあたる33兆3,490億円となっている）。

 2 ×

日本の貿易収支は、東日本大震災の発生した2011（平成23）年に黒字から赤字となつたが、2016（平成28）年に赤字から黒字となり、2017（平成29）年は2年連続の黒字となっている。したがつて、本肢のように「2011年頃を境に黒字から赤字となり、その状況が続いている」とはいえない。

 3 ×

日本の対外直接投資を見ると、今後さらなる成長が期待されるアジアやアフリカ諸国への投資規模が小さいのに対し、北米や欧洲への投資規模が大きいという特徴がある。

 4 ×

日本の製造業における国内法人および海外現地法人の設備投資額のうち、海外現地法人の設備投資が占める割合は、2013年度以降減少傾向にある（2016年度は20.7%と、前年度と比べ4.8%ポイントの低下となっている）。

 5 ×

本肢の「日本との間に国交が成立していない国・地域」に台湾があるが、日本は台湾との間で貿易取引を行つてゐる。したがつて、本肢のように「日本では全面的に禁止されている」とはいえない。

**51****政治・経済・社会  
日本の墓地および死体の取扱い等****正解**

4

**□□ 1 ×**

墓地、納骨堂または火葬場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならないとされている（墓地、埋葬等に関する法律 10 条 1 項）。したがって、納骨堂の経営にも都道府県知事の許可が必要となる。

**□□ 2 ×**

埋葬、火葬または改葬を行おうとする者は、市町村長（特別区の区長を含む。）の許可を受けなければならないとされている（墓地、埋葬等に関する法律 5 条 1 項）。この許可は、火葬に係るものにあっては死亡または死産の届出を受理し、死亡の報告または死産の通知を受けた市町村長が行うものとされている（同条 2 項前段）。「生前に住民登録があった市町村の長」の許可証ではない。

**□□ 3 ×**

火葬は、原則として、死亡または死産後 24 時間を経過した後でなければ、これを行ってはならないとされている（墓地、埋葬等に関する法律 3 条）。

**□□ 4 ○**

本肢のとおりである。土葬（埋葬）も法律上認められている（墓地、埋葬等に関する法律 2 条 1 項）。

**□□ 5 ×**

墓地、埋葬等に関する法律上、墓地の撤去は「改葬」にあたる（墓地、埋葬等に関する法律 2 条 3 項）。改葬を行うにあたっては、市町村長（特別区の区長を含む。）の許可を受けなければならないとされている（墓地、埋葬等に関する法律 5 条 1 項）。したがって、「経営者の裁量で撤去することが、法律で認められている」とはいえない。

52

**政治・経済・社会  
地方自治体の住民等**

正解

4

  ア ×

市町村の住民税は、①当該市町村内に住所を有する者か、②当該市町村内に住所を有しないが、事務所、事業所または家屋敷のある者が納税義務者となる。したがって、本肢の場合、当該市町村の住民税が課されることとなる。

  イ ○

本肢のとおりである。日本国籍を有しない外国人は、当該市町村の区域内に住所を有し、かつ、一定の要件に該当するときには、住民基本台帳制度の適用対象となる。

  ウ ×

「住所地特例制度」とは、原則として、住所地の区市町村が実施する介護保険の被保険者となるが、特別養護老人ホーム等の住所地特例対象施設に入所または入居し、その施設の所在地に住所を移した者については、例外として施設入所（居）前の住所地の区市町村（保険者）が実施する介護保険の被保険者になるという制度である。したがって、本肢の場合、利用することとなる介護保険は、特別養護老人ホームのある「他市」ではなく、「自宅のある市町村」のものである。

  エ ×

市の管理する都市公園の中で起居しているホームレスについては、当該都市公園が住民登録上の住所地にはならない。

  オ ○

本肢のとおりである。市町村内に住所を有する個人だけでなく、当該市町村内に事務所または事業所を有する法人も、住民税を納付する義務を負う。

よって、妥当なものの組合せはイ・オとなり、正解は4である。

53

**政治・経済・社会**  
**風適法による許可または届出の対象**

正解

2

 ア ×

風俗営業を営もうとする者は、風俗営業の種別に応じて、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会（公安委員会）の許可を受けなければならない（風適法3条1項）。ここでいう「風俗営業」に、本肢の「いわゆる風俗案内所」はあたらない（風適法2条1項）。したがって、風適法による許可または届出の対象となっていない。

 イ ○

本肢の「いわゆるファッショナヘルス」は、風適法の「店舗型性風俗特殊営業」にあたる（風適法2条6項3号）。店舗型性風俗特殊営業を営もうとする者は、店舗型性風俗特殊営業の種別に応じて、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する公安委員会に、一定の事項を記載した届出書を提出しなければならない（風適法27条1項）。

 ウ ○

本肢の「いわゆるゲームセンター」は、風適法の「風俗営業」にあたる（風適法2条1項5号）。したがって、風適法による許可または届出の対象となっている（肢ア解説参照）。

 エ ×

本肢の「いわゆるピンクチラシ類を印刷することを業とする事業所」は、風適法の「風俗営業」等にあたらない（風適法2条参照）。したがって、風適法による許可または届出の対象となっていない。

 オ ○

本肢の「いわゆる無店舗型テレクラ」は、風適法の「無店舗型電話異性紹介営業」にあたる（風適法2条10項）。無店舗型電話異性紹介営業を営もうとする者は、事務所の所在地を管轄する公安委員会に、一定の事項を記載した届出書を提出しなければならない（風適法31条の17第1項柱書）。

よって、許可または届出の対象となっていないものの組合せはア・エとなり、正解は2である。

54

**情報通信・個人情報保護  
防犯カメラ**

正解

2

□ □ ア ×

私が防犯カメラを設置するにあたり、「都道府県公安委員会の許可」を受けなければならぬとする規定は存在しない。

□ □ イ ○

本肢のとおりである。地方自治体の設置する防犯カメラの映像は個人情報であるとして、当該地方自治体の情報公開条例、個人情報保護条例による保護の対象となっている場合がある。

□ □ ウ ○

本肢のとおりである。都道府県警察の設置した防犯カメラが特定の建物の入口を監視していることを理由に、裁判所により撤去を命じられた事例がある（大阪地判平6.4.27）。

□ □ エ ×

市町村が道路など公の場所に防犯カメラを設置するにあたり、個別の法律の根拠に基づく条例は不要である。

□ □ オ ○

本肢のとおりである。図書館等で防犯カメラを設置する場合、設置場所を明示し、撮影されることを知らせることが必要であるとする地方自治体がある。

よって、妥当でないものの組合せはア・エとなり、正解は2である。

55

**情報通信・個人情報保護  
欧州データ保護規則（GDPR）**

正解

4

□□ ア ×

「欧州経済域内のデータ主体に対して商品やサービスを提供する場合」および「欧州経済域内のデータ主体が同域内で行う行動への監視に関連する処理」には、GDPR が適用されることから、「欧州経済領域内に本社を置く企業に限り GDPR の規制対象となる」とはいえない。

□□ イ ○

本肢のとおりである。欧州経済領域内で業務を展開する企業に限り GDPR の規制対象となる（肢ア解説参照）。

□□ ウ ×

欧州データ保護規則（GDPR）が適用される個人データとは、欧州経済領域内に所在する個人に関する個人データ等である。ここでいう「欧州経済領域内に所在する個人」について、国籍や居住地などは問われない。したがって、本肢のように「GDPR の保護対象は、欧州各国政府の保有する各国民の個人データに限られる」とはいえない。

□□ エ ○

本肢のとおりである。欧州データ保護規則（GDPR）が適用される個人データとは、欧州経済領域内に所在する個人に関する個人データ等である。

□□ オ ×

GDPR の規制に違反して域外にデータを移転した場合、企業の全世界間売上高の 4 %、または 2,000 万ユーロのいずれか高い方を、制裁金として科されることとなる。

よって、妥当なものの組合せはイ・エとなり、正解は 4 である。

56

## 情報通信・個人情報保護 個人情報保護法

正解

5

### □□ 1 ○

匿名加工情報については、匿名加工情報取扱事業者に関する規定が設けられている（個人情報保護法36条以下）。また「個人情報取扱事業者」とは個人情報データベース等を事業の用に供している者をいい、「個人情報データベース等」には「匿名加工情報」は含まれない（個人情報保護法2条4項、9項）。したがって、「匿名加工情報については、……個人情報取扱事業者に関する規定は直接適用されることはない」といえる。

### □□ 2 ○

地方公共団体は「個人情報取扱事業者」にあたらないことから、地方公共団体が取り扱う情報には、個人情報保護法の個人情報取扱事業者に関する規定が適用されることはない（個人情報保護法2条5項2号）。そのため、本肢のとおり「各地方公共団体が定める個人情報保護に関連する条例が適用されることになる」といえる（個人情報保護法5条参照）。

### □□ 3 ○

2015（平成27）年に個人情報保護法が改正され、新たに「要配慮個人情報」という概念が設けられた（個人情報保護法2条3項）。これにより、要配慮個人情報を個人情報取扱事業者が取り扱う場合、他の個人情報とは異なる取扱いを受けることになった（個人情報保護法17条2項、23条2項かつこ書）。

### □□ 4 ○

「個人データ」とは個人情報取扱事業者が取り扱う個人データベース等を構成する個人情報をいい（個人情報保護法2条6項）、個人情報保護法はそのような個人データに適用されている（個人情報保護法19～26条）。また、本肢の「個人情報データベース等を構成しない散在する個人情報」は個人データではない。

### □□ 5 ×

個人情報取扱事業者のうち、報道機関や著述を業として行う者は、その個人情報等を取り扱う目的の全部または一部が、報道の用に供する目的や著述の用に供する目的であるときは、第4章（個人情報取扱事業者の義務等）の規定は適用されない（個人情報保護法76条1項柱書、1号、2号）。したがって、

「報道機関や著述の用を業として行う者は、報道・著述を目的として個人情報を扱う場合にも、個人情報取扱事業者である。しかし、個人情報保護法 76 条は「第 4 章の規定は適用されない」とし、第 4 章全体を適用除外としていることから、「部分的適用除外」ではない。

**57**

## 情報通信・個人情報保護 個人情報保護法

**正解**

3

個人情報保護法2条2項にいう「個人識別符号」とは、次の①または②のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものという。

①特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

②個人に提供される役務の利用もしくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、または個人に発行されるカードその他の書類に記載され、もしくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者もしくは購入者または発行を受ける者ごとに異なるものとなるよう割り当てられ、または記載され、もしくは記録されることにより、特定の利用者もしくは購入者または発行を受ける者を識別することができるもの

  **ア ×**

本肢の「携帯電話番号」は、個人識別符号にあたらない。

  **イ ○**

本肢の「個人番号（マイナンバー）」は、個人識別符号にあたる（個人情報保護法2条2項柱書、同法施行令1条6号）。

  **ウ ×**

本肢の「メールアドレス」は、個人識別符号にあたらない。

  **エ ×**

本肢の「クレジットカード番号」は、個人識別符号にあたらない。

  **オ ○**

本肢の「指紋データ」は、個人識別符号にあたる（個人情報保護法2条2項柱書、同法施行令1条1号ト）。

よって、「個人識別符号」であるものの組合せはイ・オとなり、正解は3である。